

和歌山工業高等専門学校感謝状贈呈規則

制 定 平成 23 年 5 月 11 日

改 正 令和 6 年 7 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の事由)

第 2 条 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- 一 本校の教育、研究、課外活動、福利厚生等において多大な貢献をしたもの
- 二 本校の地域連携、国際化において、多大な貢献をしたもの
- 三 本校の学生または教職員の生命、身体等に関する危険を防止したもの
- 四 本校の運営のために、過去 10 年間で累計 100 万円以上の寄附、または物品にあっては過去 10 年間で累計 100 万円相当以上の寄贈をおこなった個人
- 五 本校の運営のために、過去 10 年間で累計 500 万円以上の寄附、または物品にあっては過去 10 年間で累計 500 万円相当以上の寄贈をおこなった団体
- 六 その他前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(被贈呈者の推薦)

第 3 条 被贈呈者の推薦は、別紙様式第 1 の推薦書により、その都度運営委員会が、校長に提出する。

(被贈呈者の選考)

第 4 条 推薦書の提出を受けた際、校長は運営委員会の議を経て、感謝状の贈呈の可否を決定する。ただし、校長が必要であると認める場合は、推薦に基づかないことができる。

- 2 前項における感謝状の選考にあたり、同一個人または団体が重複して選考されることを妨げない。

(感謝状の贈呈)

第 5 条 校長は、前条の規定により感謝状の贈呈を決定したときは、速やかに別紙様式第 2 により感謝状を贈呈する。

- 2 第 2 条第三号に該当する場合は、前項の感謝状に沿って記念品を授与することができる。

(感謝状贈呈の事務)

第6条 感謝状の贈呈に係る事務は、贈呈の事由に関する業務を主として担当する課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成23年5月11日から施行する。

附則

この規則は、令和6年7月2日から施行する。

別紙様式第1（第3条関係）

推 薦 書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

推薦者 職名
氏名

和歌山工業高等専門学校感謝状贈呈規則第3条の規定に基づき、下記の者を被贈呈候補者として推薦します。

記

- 1 氏名（団体名）
- 2 推薦理由
- 3 規則該当条項（該当する条項に○を付してください）
規則第2条（第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号）
- 4 記念品の有無

以上

別記様式第2（第5条関係）

感謝状	
あなたは、 ○○○○○○○○○○	氏名殿
されました。	
よって感謝の意を表します。	
(元号) 年 月 日	
和歌山工業高等専門学校長	
○	
○	
○	
○	

贈呈の事由によって感謝状の本文を変更することができる。